



# 鳥取県公報

平成16年11月9日(火)  
第7636号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>告 示</b>	指定介護療養型医療施設の指定 (866) (長寿社会課) ..... 1
	指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなされたもの (2件) (867・868) (＃) ... 1
	地域森林計画の決定予定 (869) (林政課) ..... 2
	地域森林計画の変更予定 (2件) (870・871) (＃) ..... 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (2件) (872・873) (森林保全課) ..... 3
	漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意を 求めるための発起人の届出 (874) (水産課) ..... 4
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (2件) (875・876) (都市計画課) ..... 5
<b>教委告示</b>	鳥取県指定天然記念物の指定 (25) (文化課) ..... 5
<b>調達公告</b>	一般競争入札の実施 (行政経営推進課) ..... 6
	公募型指名競争入札の実施 (管理課) ..... 8

## 告 示

### 鳥取県告示第866号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第48条第1項第3号の規定に基づき、指定介護療養型医療施設を指定したので、同法第115条の規定により、次のとおり告示する。

平成16年11月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名 (名称及び代表者の氏名)	住所 (主たる事務所の所在地)	介護療養型医療施設の名称	介護療養型医療施設の所在地	指定年月日
南部町 南部町長職務執行者 三鴨英輔	西伯郡南部町法勝寺 377 - 1	南部町国民健康保険 西伯病院	西伯郡南部町倭397	平成16年10月1日

### 鳥取県告示第867号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第71条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなされたものについて、鳥取県介護保険法施行細則 (平成11年鳥取県規則第50号) 第11条の規定により、次のとおり告示する。

平成16年11月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
南部町 南部町長職務執行者 三鴨英輔	西伯郡南部町法勝寺377 - 1	南部町国民健康保険西伯病院	西伯郡南部町倭397	居宅療養管理指導、訪問リハビリテーション	平成16年 10月1日

**鳥取県告示第868号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第72条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなされたものについて、鳥取県介護保険法施行細則（平成11年鳥取県規則第50号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

平成16年11月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
南部町 南部町長職務執行者 三鴨英輔	西伯郡南部町法勝寺377 - 1	南部町国民健康保険西伯病院	西伯郡南部町倭397	短期入所療養介護	平成16年 10月1日

**鳥取県告示第869号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を立てる予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成16年11月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 縦覧に供する書類

日野川森林計画区に係る地域森林計画の計画書の案及び計画図の案

## 2 縦覧に供する期間

平成16年11月9日から30日間

## 3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林政課、西部総合事務所及び日野総合事務所

（この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。）

**鳥取県告示第870号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成16年11月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 縦覧に供する書類

千代川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案及び変更計画図の案

## 2 縦覧に供する期間

平成16年11月9日から30日間

## 3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林政課、鳥取地方農林振興局及び八頭地方農林振興局

（この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。）

**鳥取県告示第871号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成16年11月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 縦覧に供する書類

天神川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案及び変更計画図の案

## 2 縦覧に供する期間

平成16年11月9日から30日間

## 3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林政課及び中部総合事務所

（この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。）

**鳥取県告示第872号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年11月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市国府町神護字赤杖608、字大谷口154、154の1、字大谷空田90、90の1、91の1、91の2、92の1、94、94の1、95の1、527から529まで、字空田上454から457まで、457の1、字山洗井場688

## 2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐とする。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、国府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第873号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年11月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町福塚字大林705、神福字大谷山1888の1、河上字長陽1143の1、1143の2、1144の1から1144の3まで、宮内字ノマズ1418の1、1418の2、三栄字大林山1282の1、丸山字桜子峠1、霞字桜子奥223の1、字鳥木山502の2、503（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第874号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めることについての届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次のとおり告示する

平成16年11月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

届 出 事 項			指 定 漁 船 調 書 の 縦 覧	
発起人の住所及び氏名	加入区の名称	漁船損害等補償法	場 所	期 間

		第113条第1項の 申出の相手方とな る漁業協同組合の 名称		
鳥取市賀露町北二丁目2-1 兜金 俊男 鳥取市賀露町北三丁目12-5 糺 紀男	鳥取中央加入区	鳥取県漁業協同組 合	鳥取市賀露町西四 丁目1806 鳥取県漁業協同組 合本所	平成16年11月9日 から同年11月23日 まで

**鳥取県告示第875号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成16年11月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称  
鳥取都市計画公園 2・2・111号稲葉丘公園
- 2 縦覧場所  
鳥取県県土整備部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

**鳥取県告示第876号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、倉吉市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成16年11月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称  
倉吉都市計画用途地域
- 2 縦覧場所  
鳥取県県土整備部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

---

**教 育 委 員 会 告 示**

---

**鳥取県教育委員会告示第25号**

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第30条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定天然記念物の指定をするので、同条第2項において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

平成16年11月9日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

天然記念物の部

名称	所在地又は地域
鹿野地震断層の痕跡	鳥取市鹿野町末用2029地先

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年11月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 調達内容

#### (1) 借入物品等の名称及び数量

- ア 借入物品 指紋認証システム 一式
- イ 購入物品 指紋認証システムに係るソフトウェア 一式

#### (2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

#### (3) 借入期間

平成17年2月1日から平成22年1月31日まで

#### (4) 納入期限

平成17年1月31日（月）

#### (5) 納入場所

入札説明書による。

#### (6) 入札方法

入札金額は、(1)のA及びイに掲げる物品に係る1月当たりの単価の合計額に、指紋認証システムの導入に要する各種作業に係る費用の1月当たりの単価及び指紋認証システムの導入後5年間の保守費用の月額を加えた金額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の(1)から(5)までの要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成16年11月9日（火）から同年12月3日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (3) 平成16年11月9日(火)から入札説明書に示す事前提出物の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 平成16年11月9日(火)から入札説明書に示す事前提出物の提出の日までの間に、平成15年鳥取県告示第669号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加者資格のうちリース、レンタルに係るものを有すること。
- (5) 過去2年間に、1度に500台以上の指紋認証システムを納入する契約を履行した実績を有する者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県総務部行政経営推進課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札に係る問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部行政経営推進課電子県庁担当

電話 0857-26-7614

#### (2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成16年11月9日(火)午前9時から同月18日(木)午後5時までの間(日曜日及び土曜日を除く。)交付する。

#### (3) 入札説明会の日時及び場所

平成16年11月18日(木)午後2時

鳥取県庁第5会議室(鳥取県庁本庁舎地下1階)

#### (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)に限るものとし、(1)の場所に郵送すること。

#### (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成16年12月3日(金)午後2時(郵便による入札書の受領期限は、平成16年12月2日(木)午後5時)

鳥取県庁第5会議室(鳥取県庁本庁舎地下1階)

### 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成16年11月25日(木)午後2時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 6 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める金額に60月を乗じた金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める金額に60月を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

詳細は、入札説明書による。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年11月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 工事の概要

## (1) 工 事 名 一般県道金沢伏野線地方特定道路整備工事（道路改良）

## (2) 工事場所 鳥取市福井

## (3) 工事内容

本件工事は、一般県道金沢伏野線のうち鳥取市福井地内の道路改良工事において、地盤改良工事を行うものである。

## (4) 工事の規模、構造等

地盤改良工 変位低減型深層混合処理工法（2軸 1000 17.0～22.0メートル）102本

深層混合処理工法（2軸 1000 6.5～19.5メートル）236本

仮設工 一式

## (5) 工 期 平成16年12月から平成17年3月25日まで

## (6) 予定価格 94,525,200円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

## (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

## (3) 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成15年鳥取県告示第442号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

## (4) 平成16年11月9日（火）から同月18日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札



参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- (5) 平成16年4月1日(木)から同年11月18日(木)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。
- (6) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。
- (7) 平成7年度以降に工事が完成し引渡しの完了している、変位低減型深層混合処理工法による地盤改良工事(以下「同種工事」という。)を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。
- (8) 次に掲げる基準をすべて満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。
- ア 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係(第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料の提出のあった日の3月以上前から継続されているものをいう。)にある者であること。
- イ 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。
- ウ 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であり、かつ、土木工事業について同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
- エ 平成7年度以降に同種工事を元請として施工した主任技術者又は監理技術者(以下「技術者等」という。)として同種工事を施工管理した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の技術者等として同種工事を施工管理した実績については、代表者の技術者等として施工管理したものに限る。

### 3 技術資料の作成及び提出

#### (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成16年11月9日(火)から同月18日(木)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

##### ア 交付期間及び時間

平成15年11月9日(火)から同月18日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

##### イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)

八頭郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市菟町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根原140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

#### (2) 技術資料の提出

本件入札に係る入札(以下「本件入札」という。)に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

##### ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

##### イ 提出場所

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、本件入札に参加できる者を指名するものとする。本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（電話番号0857 - 20 - 3593）とする。

(2) 技術資料が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。

(3) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 技術資料の提出は、本件入札への参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(5) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(6) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(7) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(8) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

(10) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(8)に掲げる技術者等に加え、2の(8)のアに掲げる基準を満たし、かつ、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者を専任で配置することを求める。

(11) 技術資料を提出する者が1者のみの場合は、本件入札を中止する。